

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後	修正日
1	第1-1	大阪・夢洲において大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型 I R（以下「大阪 I R」という。）	大阪・夢洲において大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型 I R（ 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域 。以下「大阪 I R」という。）	12月24日
3	第2	大阪府・市では、大阪・夢洲において、I R整備法に基づく I R区域の整備を実現するため、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）の作成及び国への認定の申請を共同で行い、特定複合観光施設（以下「I R施設」という。）を設置及び運営する事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「設置運営事業者」という。）を、また、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者を、以下「設置運営事業予定者」といい、それが2以上の者から成る場合は、当該構成員全員の総称とする。）を公募により選定（Request for Proposal。以下「RFP」という。）することを予定している。	大阪府・市では、大阪 I Rを実現するため、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）の作成及び国への認定の申請を共同で行い、特定複合観光施設（以下「I R施設」という。）を設置及び運営する事業 並びにこれらに付帯する事業（これらを合わせて 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業。以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「設置運営事業者」という。）を、また、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者を、以下「設置運営事業予定者」といい、それが2以上の者から成る場合は、当該構成員全員の総称とする。）を公募により選定（Request for Proposal。以下「RFP」という。）することを予定している。	12月24日
4	第2-4-(1)-b	—	(k) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号） (l) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号） (m) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	12月24日
5	第2-4-(1)-e	—	(e) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	12月24日
5	第2-4-(2)	—	g. 大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）	12月24日
6	第2-4-(3)	—	i. 防火基準適合表示制度運用要綱（平成26年大阪市消防局）	12月24日
6	第2-4-(4)-a	(a) 大阪 I R基本構想(案)（2019年2月 大阪府・市）	(a) 大阪 I R基本構想（2019年12月 大阪府・市）	12月24日
8	第2-7-(4)	また、これに併せて、大阪府、大阪市及び設置運営事業者の間で、本事業の遂行に当たって大阪府、大阪市及び設置運営事業者で確認すべき事項を定めるための協定（以下「立地協定」という。）、大阪市と設置運営事業者の間で事業用定期借地権設定契約を締結する。	また、これに併せて、大阪府、大阪市及び設置運営事業者の間で、本事業の遂行に当たって大阪府、大阪市及び設置運営事業者で確認すべき事項を定めるための協定（以下「立地協定」という。）を締結する。また、大阪市と設置運営事業者の間で、 本事業における I R区域を整備しようとする区域（以下「I R予定区域」という。第3-1.参照のこと。）について借地借家法第23条に基づく事業用定期借地権設定契約（以下「事業用定期借地権設定契約」という。）を締結する。	12月24日
8	第2-7-(5)	設置運営事業者は、自らの責任と負担により、必要となる許認可等を取得するとともに、認定区域整備計画及び実施協定等に従い本事業を実施する。	設置運営事業者は、自らの責任と負担により、必要となる許認可等を取得するとともに、認定区域整備計画及び実施協定等、 立地協定及び事業用定期借地権設定契約（以下「実施協定等」という。） に従い本事業を実施する。	12月24日

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後	修正日
9	第2-8-(4)	当該費用負担の額は、平成30年（2017年）3月29日付けで大阪府が締結した「大阪IR（統合型リゾート）の事業化に関するアドバイザー業務」（以下「アドバイザー業務」という。）にかかる費用（契約金額：377,103,845円（税込））のうち、設置運事業予定者の選定及び設置運事業予定者との契約手続等に密接に関連する費用に相当する部分（1億3,500万円）から、第7-6.に規定する受領済みの審査料を差し引いた金額となるが、具体的な金額・支払方法等の詳細は募集要項等に示す。	当該費用負担の額は、平成30年（2018年）3月29日付けで大阪府が締結した「大阪IR（統合型リゾート）の事業化に関するアドバイザー業務」（以下「アドバイザー業務」という。）に係る費用（契約金額：377,193,845円（税込））のうち、設置運事業予定者の選定及び設置運事業予定者との契約手続等に密接に関連する費用に相当する金額（134,974,620円（税込））から、第7-6.に規定する受領済みの審査料を差し引いた金額となるが、具体的な金額・支払方法等の詳細は募集要項等に示す。	12月24日
9	脚注	—	5 アドバイザー業務の契約金額を記載しているが、設置運事業予定者の負担額は当該業務の最終精算額（契約変更があった場合は変更後の契約金額）に基づき算出するものとする。	12月24日
9	脚注	—	6 同上。	12月24日
9	脚注	—	7 夢洲地区環境影響評価にかかる現況調査業務の契約金額を記載しているが、設置運事業予定者の負担額は当該業務の最終精算額（契約変更があった場合は変更後の契約金額）に基づき算出するものとする。	12月24日
11	第3-1	本事業におけるIR区域を整備しようとする区域（以下「IR予定区域」という。）は、敷地A及びBから構成される一団の土地の区域をいうものとし、その位置、規模及び土地の概要は図表1乃至3に示すとおりである。	IR予定区域は、敷地A及びBから構成される一団の土地の区域をいうものとし、その位置、規模及び土地の概要は図表1乃至3に示すとおりである。	12月24日
12	脚注	—	8 面積は概数（測量中）であり変動することがある。（詳細は募集要項等を参照のこと。）	12月24日
12	脚注	—	9 同上。	12月24日
14	第4-1-(1)-図表6	本募集要項で使用する用語	実施方針（案）で使用する用語	12月24日
14	第4-1-(2)-a	—	(b) 各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議等の高度な需要に十分に対応できる機能を有し、施設の使い勝手が良く、上質で洗練された内装であり、水準の高い飲食サービスが提供されるなど、国際競争力の高い優れたクオリティを有すること。	12月24日
15	第4-1-(2)-a	(f) 産業振興・ビジネス創出・経済波及等の効果が高いと見込まれる、大規模或いは外国人ビジネス客の来訪につながる国際会議・展示会・イベントを積極的に誘致・開催する。	(f) 安定的かつ継続的な施設運営が可能となる体制を構築するとともに、産業振興・ビジネス創出・経済波及等の効果が高いと見込まれる、大規模或いは外国人ビジネス客の来訪につながる国際会議・展示会・イベントを積極的に誘致・開催する。	12月24日

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後	修正日
15	第4-1-(2)-d	—	<u>(b) レストランなどの飲食サービスやその他付帯サービスのラインナップやクオリティが、国際競争力の高い優れたものであること。</u>	12月24日
18	第4-4-(2)	a. 設置運営事業者は、カジノ事業から得られる収益を活用するとともに、民間の創意工夫を活かして、I R区域拡張予定地（敷地D）を新たに開発し、大阪・関西の持続的な経済成長及び国際観光拠点の強化につなげるものとする。	a. 設置運営事業者は、カジノ事業から得られる収益を活用するとともに、民間の創意工夫を活かして、I R区域拡張予定地（敷地D）を新たに開発し、大阪・関西の持続的な経済成長及び国際観光拠点の強化につなげる <u>ことを基本</u> とする。	12月24日
19	第4-4-(2)	—	<u>b. 但し、I R区域拡張予定地の取扱いについては、鉄道（北ルート）の整備計画も踏まえ、2029年度末までを目途に、大阪府・市及び設置運営事業者で協議の上、別途定めるものとする。なお、詳細は事業条件書等を参照のこと。</u>	12月24日
22	第7-1	大阪府・市は、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等に基づいて公募し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、設置運営事業者となる設置運営事業予定者を選定する。	大阪府・市は、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等に基づいて公募し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、 <u>応募者の中から</u> 設置運営事業予定者を選定する。	12月24日
22	第7-3-(1)	大阪府・市は、民間事業者の選定に当たり、客観的な評価を行うため、有識者等からなる「大阪府市I R事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。	大阪府・市は、 <u>設置運営事業予定者</u> の選定に当たり、 <u>客観的かつ公平な審査を行うとともに、専門的な見地からの意見を参考にするため</u> 、有識者等からなる「大阪府市I R事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、 <u>審査を行うもの</u> とする。	12月24日
23	第7-3-(2)-c	大阪府・市は、参加資格審査の終了後、提案審査書類の提出までの間に、資格審査通過者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて、基本協定書(案)及び実施協定書(案)等の調整を行う予定である。	大阪府・市は、参加資格審査の終了後、提案審査書類の提出までの間に、資格審査通過者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて、基本協定書(案)及び実施協定書(案)、 <u>立地協定書(案)及び事業用定期借地権設定契約書(案)（以下「実施協定書(案)等」という。）</u> 等の調整を行う予定である。	12月24日
23	第7-3-(3)	大阪府・市は、選定委員会における審査を受けて、設置運営事業予定者及び次点設置運営事業予定者を選定する。	大阪府・市は、選定委員会における審査を受けて、 <u>提案書審査における順位を決定し</u> 、設置運営事業予定者及び次点設置運営事業予定者を選定する。	12月24日
23	第7-3-(4)	大阪府・市は、提案書審査の結果を資格審査通過者に対して通知する。	大阪府・市は、提案書審査の結果を <u>提案書審査に参加した応募者</u> に対して通知する。	12月24日
24	第7-3-(10)	なお、大阪府・市は、実施協定書(案)、立地協定書(案)及び事業用定期借地権設定契約書(案)の修正には原則として応じない。	なお、大阪府・市は、実施協定書(案) <u>等</u> の修正には原則として応じない。	12月24日

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後	修正日
25	第7-4-(1)-a	応募者は、本事業を実施する予定の単体企業（自ら実施しようとする場合を含む。以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（設置運営事業者を設立しようとする場合に限る。以下「応募グループ」という。）とする。	応募者は、本事業を実施する予定の単体企業（自ら実施しようとする場合を含む。以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（設置運営事業者を設立しようとする場合に限る。以下「応募グループ」という。）とし、 <u>応募企業、応募グループ、協力企業 及び応募アドバイザー</u> を総称していう。	12月24日
25	第7-4-(2)	応募企業及び応募グループ構成員はいずれも以下の参加資格をすべて満たさなければならない。	応募企業及び応募グループ構成員は、 <u>いずれも以下の参加資格をすべて満たさなければならない。また、応募企業又は応募グループ構成員が設立しようとする設置運営事業者をして本事業を遂行させようとする場合に、その応募企業又は応募グループ構成員のI R整備法第2条第12項の定める主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式若しくは持分（以下「議決権等」という。）の保有者が、同条項の定める認可主要株主等となる場合には、当該保有者についても同様とする。</u>	12月24日
25	第7-4-(2)	a. 本事業を実施する意思があり、その人的構成、組織形態及び資本構成等に照らして、本事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。	a. 本事業を <u>遂行（その設立しようとする設置運営事業者をして遂行せしめる場合を含む。以下本項において同じ。）</u> する意思があり、その人的構成、組織形態及び資本構成等に照らして、本事業を的確に遂行することができる能力を有し、 <u>また、その役員（I R整備法第23条第2項で定義する者（但し、同項の適用に限り含まれる者は除く。）をいう。以下本項において同じ。）が、心身の状況に照らして、本事業を的確に遂行できる者であること。</u>	12月24日
25	第7-4-(2)	c. <u>その役員が十分な社会的信用を有し、また、心身の状況に照らして、本事業を的確に遂行できる者であること。</u>	<u>b. 自己及びその役員が十分な社会的信用を有する者であること。</u>	12月24日
26	第7-4-(2)	d. I R整備法第2条第12項の定める主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式若しくは持分（以下「議決権等」という。）の保有者及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。	d. <u>本事業を自ら遂行しようとする場合には、I R整備法第2条第12項の定める主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等保有者が法人等であるときはその役員が、十分な社会的信用を有するものであること。</u>	12月24日
26	第7-4-(2)	e. 破産手続開始（破産法（平成16年法律第75号）第255条第1項の規定により復権した場合にあっては、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。）、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算手続開始その他倒産手続開始の申立てを受け又は自ら申立てを行っていない者であること。	e. 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続その他 <u>国内外においてこれらに類似する法的倒産手続又は事業再生ADRその他私的整理手続の開始が申立て又は申請されておらず、またかかる申立て又は申請の原因も存しない者</u> であること。	12月24日
26	第7-4-(2)-f	(a) 申請者として、カジノ事業の免許を申請した場合、I R整備法第41条第2項各号（1号イ及び5号は除く。）に照らして、当該免許が与えられないと認められる者	(a) I R整備法第41条第2項各号（1号イ及び5号は除き、 <u>設立しようとする設置運営事業者をして本事業を遂行させようとする場合は4号も除く。</u> ）のいずれかに該当する者	12月24日

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後	修正日
27	第7-4-(7)-a	資格審査書類の提出以降、応募企業又は応募グループが提案審査書類の提出受付前までに応募グループ構成員を追加する場合には、当該追加は、参加資格審査通過時の応募企業又は応募グループ構成員が合計して設置運営事業者の議決権株式の2分の1以上の割当てを受ける範囲内で行えるものとする。	a. 資格審査書類の提出以降、応募企業又は応募グループが提案審査書類の提出受付前までに応募グループ構成員を追加する場合には、当該追加は、参加資格審査通過時の応募企業又は応募グループ構成員が合計して設置運営事業者の議決権株式の2分の1以上の割当てを受ける範囲内かつ最大の割当てを受ける構成員の議決権株式数を超えない範囲内で行えるものとする。また、応募グループ構成員として追加される者は、(2)、(4)乃至(6)の要件をすべて満たさなければならない。	12月24日
28	第7-6	当該審査料の額は、アドバイザー業務委託にかかる費用（契約金額：377,193,845円）のうち、設置運営事業予定者の選定手続等に密接に関連する費用に相当する部分（9,100万円）の一部に該当する。	当該審査料の額は、アドバイザー業務委託に係る費用（契約金額：377,193,845円）のうち、設置運営事業予定者の選定手続き等に密接に関連する費用に相当する部分（90,825,943円）の一部に該当する。	12月24日
28	第7-8-(2)	大阪府・市は、必要に応じて、提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。）を公開する場合がある。	大阪府・市は、必要に応じて、選定した設置運営事業予定者（設置運営事業予定者となった次点設置運営事業予定者を含む。）の提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。）を公開する場合がある。	12月24日
28	第7-8-(4)	設置運営事業予定者が、各審査段階において大阪府・市に提示した提案については、設置運営事業者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に取扱う。	設置運営事業予定者が、各審査段階において大阪府・市に提示した提案については、募集要項等で別途定める場合を除き、設置運営事業者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に取扱う。	12月24日
29	第8-3-(1)	設置運営事業者は、大阪府の事前の承認を得ることなく、実施協定上の地位及び本事業について大阪府又は大阪市との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。	設置運営事業者は、実施協定上の地位及び本事業について大阪府又は大阪市との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、大阪府と締結した契約については大阪府の事前の承認を得ることなく、また、大阪市と締結した契約については大阪市の事前の承認を得ることなく、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。	12月24日
30	第8-4-(4)	a. 大阪府・市は、設置運営事業者が関係法令、事業基本計画、事業計画及び実施協定等に従い確実に事業を遂行しているかを確認し、違反又は不履行が認められる場合には、業務内容に対する改善協議を行うことができる。	a. 大阪府・市は、設置運営事業者が関係法令、事業基本計画、事業計画及び実施協定等に従い適正に事業を遂行しているかを確認し、違反又は不履行が認められる場合には、業務内容に対する改善協議を行うことができる。	12月24日
31	第8-5-(2)	c. 事業期間中に、本事業にのみ適用され、設置運営事業者に不当な影響を及ぼす大阪府又は大阪市による条例等の制定又は変更（以下「特定条例変更等」という。）が行われ、設置運営事業者に損害等が生じた場合、大阪府又は大阪市は、自らが行った特定条例変更等によって設置運営事業者に生じた損害等をそれぞれ補償する。	c. 事業期間中に、本事業にのみ適用される等、設置運営事業に特別に影響等を及ぼす大阪府又は大阪市による条例等の制定又は変更（以下「特定条例変更等」という。）が行われ、設置運営事業者に損害等が生じた場合、大阪府又は大阪市は、自らが行った特定条例変更等によって設置運営事業者に生じた損害等をそれぞれ補償する。	12月24日

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後	修正日
34	第10-1-(2)	大阪府は、認定区域整備計画の認定の更新の申請又は認定区域整備計画の取消しの申請を行うか否かを判断するに際しては、また、大阪市は更新付議同意を行うに際しては、(1)a乃至cに記載する事由の存否等を含め、更新の申請又は取消しの申請の要否・是非について、あらかじめI R事業評価委員会に諮問するものとする。	<u>I R事業評価委員会を設置した場合には</u> 、大阪府は、認定区域整備計画の認定の更新の申請又は認定区域整備計画の取消しの申請を行うか否かを判断するに際しては、また、大阪市は更新付議同意を行うに際しては、(1)a乃至cに記載する事由の存否等を含め、更新の申請又は取消しの申請の要否・是非について、あらかじめI R事業評価委員会に諮問するものとする。	12月24日
34	第10-2	なお、個別の協定終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施協定書(案)に示す。	なお、個別の協定終了事由における具体的な損害等の分担内容については、以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施協定書(案) <u>等</u> に示す。	12月24日
36	第10-2	—	<u>(5) 特定法令変更等による解除</u> <u>a. 解除事由</u> <u>本事業にのみ適用される等、設置運営事業に特別に影響等を及ぼす法令等の制定又は変更（以下「特定法令変更等」という。）が行われ、本事業の実施が困難となった場合として実施協定に定める一定の要件を満たした場合、設置運営事業者は実施協定を解除することができる。</u> <u>b. 解除の効果</u> <u>特定法令変更等により大阪府・市及び設置運営事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。</u>	12月24日
37	第11-2-図表9			12月24日

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後	修正日
19	第4-5	<p>5. 事業スケジュール</p> <p>事業スケジュールとしては、図表7のとおり想定している。</p> <p>I R施設の開業については、<u>2025年の万博前の開業をめざしつつ</u>、世界最高水準のI R及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、公民連携して取り組むものとする。</p> <p>なお、施設計画に応じた建設期間の設定、並びに万博及びインフラ工事等も含めた工事条件が必ずしも明確でないこと等に鑑みた具体的な条件等の詳細は、募集要項等において示す。</p> <p>なお、当該スケジュールは、国における関係政省令及び規則等の制定時期や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、今後変更することがある。</p>	<p>5. 事業スケジュール</p> <p>事業スケジュールとしては、図表7のとおり想定している。</p> <p>I R施設の開業については、世界最高水準のI R及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、公民連携して取り組むものとする。</p> <p>なお、施設計画に応じた建設期間の設定、並びに万博及びインフラ工事等も含めた工事条件が必ずしも明確でないこと等に鑑みた具体的な条件等の詳細は、募集要項等において示す。</p> <p>なお、当該スケジュールは、国における関係政省令及び規則等の制定時期や区域整備計画の認定時期等を踏まえて、今後変更することがある。</p>	3月27日

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針（案） 新旧対照表

赤字 は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後	修正日
37	第11-2-図表9			3月27日